

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の核燃料物質使用変更許可申請に係る面談

2. 日時: 令和3年2月24日(水) 11時00分～12時00分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、田村管理官補佐、本多主任安全審査官、真田係長、
加藤係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

原子力科学研究所

臨界ホット試験技術部 実用燃料試験課 課長 他7名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、令和2年10月12日付けで申請のあった原子力科学研究所における核燃料物質使用変更許可申請(以下「本申請」という。)について、提出資料に基づき説明があった。また、提出資料の内容に加えて、下記の説明を受けた。

○JRR-3において、中性子散乱実験用の貯蔵箱を追加しているが、当該貯蔵箱の供用開始が遅れても、これまでの運用で対応できることから、当該貯蔵箱は来年度予定している JRR-3の再稼働に必ずしも必要な設備ではない。一方、原子力機構としては、貯蔵箱を設置することにより、同施設を用いた試験を効率的に行えることから、早期に許可を得たいと考えている。

(2) 原子力機構からの説明に対して以下の点を伝えた。

○燃料試験施設及びバックエンド研究施設における「使用の目的及び方法」中の「試験」及び「分析」の使い分けについて説明を受けたが、本申請における別添資料を確認する限り、試験と分析という用語の使い分けが原子力機構の説明のとおりになっていない。申請書中に用いる用語については、申請書全体を通して一貫性のある使い方をすべきではないか。

○所定の期限までに許可を希望する案件については、指摘事項に対する対応及び補正に要する期間等を見積もった上で、全体の工程管理をするこ

とが重要と考える。本件についても所定の期限までに許可を希望しているというのであれば、安全・核セキュリティ統括部が中心となって全体の工程管理を適切に行ってほしい。

- (3) 原子力機構からは、指摘のあった用語の使い分けについては、使用の目的及び方法含め申請書全体を再度精査し、次回の補正で対応する、また、全体の工程については再度精査する旨の発言があった。

6. 提出資料

- ・1F 燃料デブリフローとベン図